

# 令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

日頃は、栄村の税務行政にご理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに、償却資産（事業用資産）も課税対象です。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している栄村にある償却資産の状況について申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

つきましては、この手引をご覧ください、申告期限までに申告書を提出くださいますようお願いいたします。

## 申告書提出期限 令和6年1月31日（水）

【目次】	1 償却資産とは	1 頁
	2 申告について	5 頁
	3 税額等の算出方法について	8 頁
	4 Q&A	9 頁
	5 申告書等の記載例	10 頁

### お問い合わせ先・申告書の提出先

栄村役場 総務課 税務係

電話 0269-87-3111

〒389-2792（住所記載不要）長野県下水内郡栄村大字北信3433

栄 村

# 1. 償却資産とは

## (1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車・小型特殊自動車は除きます。また、少額資産について対象とならない場合があります。

## (2) 償却資産の種類とその例

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	舗装路面、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔）、屋外配管設備、その他土地に定着する土木設備又は工作物
	建物付属設備	事業用動力・受変動設備、内装・内部造作 など
2	機械及び装置	工作機械、土木機械、電気機械、建設機械、印刷機械、搬送装置（ホイスト、コンベアーなど）
3	船舶	ボート、釣船、漁船 など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が0,00～09及び000～099、「9、90～99及び900～999」の車両）等
6	工具、器具及び備品	事務机、椅子、事務用品（パソコン、コピー機等）エアコン、レジ、金庫、電気・ガス器具、自動販売機 など

## (3) 業種別の主な該当資産

業 種	資 産 の 名 称
飲 食 ・ 小 売 業	冷蔵庫、エアコン、陳列棚、レジスター、カラオケ機器、厨房用品 等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸し器、パーマ器 等
製 造 業	食品製造設備、ボール盤、梱包機、溶接機、給排水設備、舗装路面 等
農 業	乾燥機、ビニールハウス、種蒔き機、堆肥散布機、もみすり機 等 ※小型特殊自動車などの自動車税課税対象の車両は除く
医 療 ・ 薬 局	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、電気血圧計、心電図、待合室用椅子 等
ガ ソ リ ン 給 油 業	地下タンク、ガソリン計量機、洗車機、アスファルト舗装工事、防火壁 等
自 動 車 修 理 業	施盤、プレス、リフト、コンプレッサー、溶接機、充電器、塗装設備 等
建 設 業	大型特殊自動車、ブルドーザ、パワーショベル、ミキサー 等
事 務 所	パソコン、エアコン、机、椅子、応接セット、ロッカー、金庫、コピー機 等
ホ テ ル ・ 旅 館 業	ベッド、カラオケ機器、厨房設備、自動販売機、放送設備 等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場工事、看板、外灯、アスファルト舗装工事 等

#### (4) 申告の対象となる資産

令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するものは申告が必要です。

- ① 償却済資産（耐用年数を経過し、帳簿上残存価額のみが計上されている資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 遊休資産・未稼働資産で、いつでも事業の用に供することができる状態にあるもの
- ④ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- ⑤ 福利厚生のに供する資産
- ⑥ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却・特別償却・割増償却をしている資産
- ⑦ 資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産（リース、レンタル資産）
- ⑧ 大型特殊自動車

#### (5) 申告の対象とならない資産

次の資産は課税対象でないため、申告の必要はありません。

- ① 無形減価償却資産（加入権・営業権の権利、ソフトウェアなど）
- ② 繰延資産（開発費、負担金など）
- ③ 卸売資産（貯蔵品、商品など）
- ④ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（小型フォークリフト 等）
- ⑤ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、税務会計上で一時に算入しているもの
- ⑥ 取得価額が20万未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑦ 生物（ただし、観賞用と興行用生物は除く）

#### (6) 少額資産の取扱い

○ = 申告必要 × = 申告不要

取得価額 税務会計上の処理	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時に損金算入 (※1)	×	—	—	—
3年間で一括償却 (※2)	×	×	—	—
中小企業損金算入特例 (※3)	○	○	○	—
資産ごとの耐用年数で 通常償却 (個別減価償却) (※4)	○	○	○	○

(※1) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

(※2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(※3) 中小企業特例を適用できるのは平成18年4月1日～令和6年3月31日までに取得した資産です。

(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)

(※4) 個人の場合、10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

## (7) 家屋と償却資産の主な区分

主な建物附属設備における家屋と償却資産の区分例です。家屋と設備等の所有者が異なる場合は全て償却資産となります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分	
			家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上等の内装・造作	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備 蓄電池設備 無停電電源設備等		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎
		屋内設備一式	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器等		◎
		配管・配線 端子盤等	○	
	監視カメラ (ITV)設備	受像機(テレビ・モニター)、カメラ等		◎
配管・配線等		○		
LAN設備	設備一式		◎	
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎
		屋内配管 高架水槽 受水槽 ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、給湯器等)		◎
		ユニットバス 床暖房 中央式給湯設備等	○	
ガス設備	屋外設備 引込工事等		◎	
	屋内配管等	○		
衛生設備	設備一式(洗面器 便器 システムキッチン等)	○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型 据置型等)		◎
		埋め込み式エアコン(家屋と一体になっている設	○	
防災設備	消火設備	消火器 ホース及びノズル ガスボンベ等		◎
		消火栓設備 スプリンクラー設備等	○	
火災報知設備	設備一式	○		
その他設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア等		◎
		エレベーター 小荷物専用昇降機等	○	
	厨房設備	事業用の厨房設備一式(飲食店 ホテル等)		◎
	洗濯設備	事業用の洗濯設備一式(クリーニング ホテル		◎
	その他	看板 冷却装置 ろ過装置 看板 広告塔 簡易間仕切 基礎のないプレハブ物置 カーテン ブラインド等		◎
	自動ドア シャッター エアカーテン 造り付け家具・カウンター等	○		
その他工事	外構工事	工事一式(門扉 舗装 フェンス等)		◎

※一般的な例示ですので、必ずしもこの例示によらない場合があります。

## (8) リース資産

原則として、リース会社等（貸主）が納税義務者となりますが、契約の内容によっては異なる場合がありますので、ご注意ください。

リース契約内容	申告する人
通常の賃貸借契約によるリース（所有権移転外リース） （リース期間満了後、貸主に返却）	貸主
譲渡条件付き契約によるリース（所有権移転リース） （リース期間満了後、借主所有物となる）	借主

## (9) 大型特殊自動車

大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となります。下表に記載されている車両はナンバー登録の有無にかかわらず、すべて申告してください。（地方税法第341条第4号）

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の要件
農耕作業用自動車	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※ただし、乗用装置を備えていない場合は、最高速度に関係なく償却資産として固定資産税の対象となります。	最高時速 35 km/時 以上のもの
上記以外のもの	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車体が屈折して操向する構造の自動車、国道交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	1. 最高速度 15 km/時 2. 長さ 4.7m 3. 幅 1.7m 4. 高さ 2.8m 上記1～4の要件を一つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産の申告対象です。

（道路運送車両法施行規則第2条別表第1より）

## (10) 国税の取扱いとの比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法を適用	定率法又は定額法の選択制
前年度中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割り償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	×	○
増加償却	○	○
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額1円
改良費	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

## 2. 償却資産の申告について

### (1) 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店などを経営されている方等）のうち、その事業に用いることができる土地や家屋以外の事業用資産をお持ちの方は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の状況を申告するよう義務付けられています。

### (2) 申告方法と提出書類

<初めて申告される方> 全資産について申告してください。

申告の内容	申告書	種類別明細書	
		増加資産 全資産用	減少 資産用
資産の増減なし	○		
資産が増加した	○	○	
資産が減少した	○		○
資産に増減がある	○	○	○
初めての申告	○	○	
全資産を申告	○	○	
該当資産がない 初めての申告で 資産がない	○		
廃業等で栄村の 資産がなくなった	○		

#### ※ 初めて申告される方

全資産を申告してください。

#### ※ 前年度以前に申告されている方

増減した資産を申告してください。

増減した資産がなくても、「増減なし」で申告してください。

#### ※ 電子申告される方

全資産を申告してください。

○電子申告（地方税ポータルシステム（eTAX）より、申告データを送信していただく方法です。

### (3) 提出期限

**毎年1月31日** ※土曜日もしくは日曜日の場合、翌月曜日となります。

### (4) 提出先

栄村役場 総務課税務係 行

- ※ 申告書の控えを希望する方は、あらかじめ2部（提出用・控用）を準備してください。
- ※ 郵送される方で、控えの返送を希望する方は、返信用封筒に切手を貼付けの上、申告書等と同封してください。

### (5) 申告をされない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、または虚偽の申告をした場合は、地方税法の規定により過料又は罰金が科せられることがあります。期限までに必ず申告してください。

(地方税法第385条・第386条)

### 3. 税額等の算出方法等について

#### (1) 評価額の算出方法

評価額は、1月1日現在における、それぞれの資産ごとの取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額× $1 - \frac{r}{2}$	前年度評価額× (1 - r)
=取得価額× A	=前年度評価額× B

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で下表「減価残存率表」のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で下表「減価残存率表」のB欄の率です。

※ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

#### (2) 減価残存率表

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
				16	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926

※ 『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

### (3) 課税標準額の算出方法

各資産の評価額の合計（決定価格）が課税標準額となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

### (4) 免税点

課税標準額合計が免税点（150万円）未満の場合は課税されません。

（免税点未満と判断される場合も申告は必要です。）

### (5) 税額の計算方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{税額（100円未満切捨）} = \text{課税標準額（1,000円未満切捨）} \times \text{税率（1.4\%）}$$

### (6) 税額の算出例（概算）

計算例は以下のとおりです。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	評価額	評価額合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和4年9月	2,700,000円	15年	0.142	$2,700,000円 \times (1-0.142 \times 1/2) = \underline{2,508,300円}$ (令和5年度評価額)	<u>2,794,320円</u> 令和5年度 評価額
ルームエアコン	令和3年11月	500,000円	6年	0.319	$500,000円 \times (1-0.319 \times 1/2) = 420,000円$ (令和4年度評価額) $420,000円 \times (1-0.319) = \underline{286,020円}$ (令和5年度評価額)	
(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合) 評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額						↓ 課税標準額 2,794,320円
課税標準額 (1,000円未満切捨) 2,794,000円						↓ 税額 39,000円
税率 × 税額 (100円未満切捨)						
1.4% = 39,116円						

### (7) 納税通知書

4月初旬に納税通知書を送付します。

※ 固定資産税の納税通知書は、土地・家屋・償却資産を合算して送付します。

また、土地・家屋に課税がなく、償却資産も免税点未満で年税額が0円の場合は、送付しません。

### (8) 納期

4月・7月・11月・2月の末日（土日祝祭日の場合は翌開庁日）の年4回です。

固定資産税の納付は便利な口座振替をご利用ください！

ご利用を希望される場合は、総務課税務係までご連絡ください。→0269-87-3111（内線108）



## (9) 主な償却資産の耐用年数

種類	構造 又は用途	細目	耐用 年数
建物 付属 設備	電気設備 (照明設備含む)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は	衛生設備及びガス設備	15
	冷房、暖房、 ボイラー設備 等	冷暖房設備 (冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消化、排煙又は災害放置設備及び格納式避難設備		8
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
構築物	広告用のもの	金属製のもの	20
		その他のもの	10
	緑化施設及び 庭園	工場緑化設備	7
		その他の緑化施設及び庭園	20
	舗装道路及び 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが 敷又は石敷のもの	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの		10	
器具 及び 備品	事務机、事務 いす及びキャ ビネット	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	応接セット	接客業用のもの	5
		その他のもの	8
	陳列棚及び 陳列ケース	冷凍機付き又は冷蔵機付きのもの	6
		その他のもの	8
	テレビ、その他の音響機器		5
	ルームエアコン		6
	冷蔵庫、洗濯機、その他電気		6
	カーテン、寝具		3
	事務機器及び 通信機器	パソコン	4
		その他の端末機器等	5
		コピー機、レジスター、ファクシミリ等	5
		インターホン、放送用設備	6
		電話設備、その他の通信機器 デジタル電話、デジタル構内交換設備 その他のもの	6 10
	看板及び広告 器具	店頭看板、ネオンサイン	3
		その他のもの（主として金属製のもの）	10
		その他のもの	5
	金庫	手さげ金庫	5
		その他のもの	20
理容又は美容機器		5	
自動販売機（手動のものを含む）		5	
工具	測定工具及び検査工具		5
	切削工具		2

資産の種類	資産の名称	耐用 年数
機械 及び装置	食品製造業用設備	10
	木材又は木製品（家具を除く）製造用設備	8
	通信業用設備	9
	飲食料点小売業容設備	9
	その他の小売業容設備	
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備 主として金属製のもの	17
	その他の設備 その他のもの	8
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
	自動車整備業容設備	15

※ 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

## 4. Q&A

Q	A
償却資産は毎年申告が必要ですか？	償却資産の所有者は毎年1月1日現在の資産の状況を申告することが義務付けられています。（地方税法第383条）
税務署へ確定申告をしています。村にも申告が必要ですか？	村への申告は固定資産税（村税）の計算のために必要です。税務署への申告は、所得税や法人税（国税）の計算のために必要です。
昨年から資産内容に変更がありません。それでも申告しなくてははいけませんか？	申告をお願いします。申告書備考欄に「資産の増減なし」と記載してください。
資産が少額です。申告が必要ですか？	地方税法上の「取得価額が少額である資産」にあたる場合、申告の必要はありませんが、取得価額が20万円未満の資産についても、申告の対象になる場合があります。
耐用年数を経過した古い資産であっても、申告は必要ですか？	古い資産で減価償却済みであっても、事業で使用可能な状態にある場合は、申告の対象になります。
減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？	現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として申告の対象になります。
現在、使用していない資産について、申告は必要ですか？	現に事業の用に供することができる資産であれば、申告の対象になります。
資産譲渡後（年途中の売買等）の納税義務者は誰になりますか？	固定資産税は地方税法の規定により賦課期日（1月1日）現在の所有者に対して課税されます。
廃業や村外に転出した場合、申告は必要ですか？	申告をお願いします。申請書備考欄に「廃業、解散、休業、転出」と記載してください。また、廃業日等を記入してください。
納税通知書が届かないのですが	課税標準額の合計が150万円に満たない場合には、固定資産税（償却資産）は課税されないため、納税通知書が発付されません。
提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにすればよいですか？	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の上部余白に「修正」と明記、修正年度と修正内容が分かるように朱書きして、ご提出ください。

令和 年 月 日  
栄村長

令和 6年度

# 償却資産申告書

※ 所有者コード  
11111111

第 二

1住所・電話番号等：変更のある場合は、修正してください。また、送付先を登録住所以外に希望する場合は余白に記入してください。

2氏名：法人で社名変更して場合は訂正してください。

1 住所 〒389-2702 栄村大字北信3433  
又は納税通知書送達先 〒389-2703 栄村大字塚123456 塚支店に送付希望 TEL 0269-87-3111

2 氏名 (株) 栄村 代表取締役 栄村 太郎 (屋号 )

3 個人番号又は法人番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●

4 事業種目 (資本金の金額) 建設業 50 百万円

5 事業開始年月 平成7年7月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 総務課 栄村次郎 TEL 0269-87-3111

7 税理士等の氏名 栄会計事務所 栄村 三郎 TEL 025-767-2110

8 短縮耐用年数の承認	有	<input checked="" type="radio"/> 無
9 増加償却の届出	有	<input checked="" type="radio"/> 無
10 非課税該当資産	有	<input checked="" type="radio"/> 無
11 課税標準の特例	有	<input checked="" type="radio"/> 無
12 特別償却又は圧縮記帳	有	<input checked="" type="radio"/> 無
13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法	<input type="radio"/> 定額法
14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無

8~14についてはいずれかに○印をつけてください。  
9増加資産の届出：該当がある場合、承認通知書(写)等の内容が確認できる書類を提出してください。  
11課税標準の特例：新たに該当資産を取得した場合は「非課税申告書」または「課税標準の特例に係る届出書」を提出してください。  
12特別償却または圧縮記帳：固定資産税(償却資産)において適用はありません。

産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構 築 物	600,000 <del>300,000</del>	300,000	450,000	750,000
2 機 械 及 び 装 置	5,000,000	1,000,000		4,000,000
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具	10,000,000			10,000,000
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	300,000			300,000
7 合 計	15,900,000 <del>15,600,000</del>	1,300,000	450,000	15,050,000

15 栄村内における事業所等資産の所在地

① 大字北信3433  
② 大字塚123456  
③

16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等

17 事業所用家屋の所有区分  自己所有 ・  借家

15栄村内における事業所等の所在地：印字してある住所以外に資産所在地がある場合は、記入してください。

取得価額 (イ) →令和3年1月1日以前に取得した資産の種類ごとの取得価額を印字しています。今回、申告もれや金額訂正がある場合は、この欄を訂正してください。

(ロ) →前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

(ハ) →前年中に取得した資産の取得価額を記入してください。

種類	* 評価額(ホ)	* 決定価格(ヘ)	* 課税標準額(ト)
建築物			
及び装置			
船舶			
航空機			
及び搬具			
、器具備品			
計			

※未記入で可  
(電算処理による申告の場合は記入必要)

18 備考

該当資産なし  
(R5.7.31廃業)

18備考：該当資産がない場合はその旨を記載。その他、組織の合併、組織改変等があった場合は詳細について記入してください。

種類別明細書(減少資産用)

資産の種類・末梢コードは必ず記入してください。

所有者コード										所有者名		1 枚のうち			
										(株)栄村		1 枚目			
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額		耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要
					年 号	年	月	十 億	百 万			千	円	1 売 却 3 移 動	
01	6		パソコン	2 3	H	27	4	300 450	000 000	5			1	2	▲1台150,000円
02	6		コンテナ	1	H	10	8	1	000 000	11			3	1	令和5年に津南町へ移動
03	1		金属製看板(H100×W200)看板	1	H	15	7	400	000	10 12			4		耐用年数訂正
04												1・2・3・4	1・2		
05												1・2・3・4	1・2		摘要： ・移動、売却による現象の場合は、移動先、売却先を記入してください。 ・内容を訂正する場合は、その旨を記入してください。 ・一部減少の場合は、減少した数量、金額を記入し、数量欄に残りの数量、取得価額に残りの取得価額を記入してください。
06												1・2・3・4	1・2		
07												1・2・3・4	1・2		
08												1・2・3・4	1・2		
09												1・2・3・4	1・2		
10												1・2・3・4	1・2		
11												1・2・3・4	1・2		
12												1・2・3・4	1・2		
13												1・2・3・4	1・2		
14												1・2・3・4	1・2		
15												1・2・3・4	1・2		
16												1・2・3・4	1・2		
17												1・2・3・4	1・2		
18												1・2・3・4	1・2		
19												1・2・3・4	1・2		
20												1・2・3・4	1・2		
資産種類: 1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機 5車輛及び運搬具 6工具、器具及び備品				小 計	2			1 400 000				※一部減少の場合は、減少後の数量及び金額を摘要欄に記入してください。			

資産名称・規格等を記入してください。名称を変更する場合は、一本線で消し、上部に修正後の名称を記入してください。

年号  
M 明治  
T 大正  
S 昭和  
H 平成  
R 令和

減少事由を選択  
1 売却  
2 滅失  
3 移動  
4 その他

①一部減少資産の記入例  
②移動資産（全部減少資産）の記入例  
③訂正資産の記入例

# 種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 6 年度

整理番号											所有者氏名						枚のうち	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19											(株)栄村						1 枚目	
行番号	資産の種類	資産コード		資産の名称等	数量	取得年月			取得価額				耐用年数	減価残存率	課税標準の特例		増加事由	摘要
						年号	年	月	十億	百万	千	円			率	コード		
01	1	11111111	00	外構工事 ブロック塀	1	5	2	10	700 000				15				1	申告もれ
02	1	22222222	01	看板	1	5	3	5	500 000				10				1	
03	2	33333333	02	コンベアー	1	5	5	8	1 500 000				10			3	令和5年8月 飯山市から移動	
04	6	44444444	03	コピー機	1	5	5	1	300 000				5			2	1月1日取得	
05			04													1-2 3-4		
10			08													1-2 3-4		
11			09													1-2 3-4		
12			10													1-2		
13			11													1-2		
14			12													1-2 3-4		
15			13													1-2 3-4		
16			14													1-2 3-4		
17			15													1-2 3-4		
18			16													1-2 3-4		
19			17													1-2 3-4		
					小計		4			3 000 000							1新品取得 2中古品取得 3移動による受入れ 4その他	

第二十六号様式別表一

資産種類  
1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車輛及び運搬具  
6 工具、器具及び備

資産コード：  
記入したい場合は記入してください。  
※半角英数字で8文字まで登録できます。

資産の名称等：  
資産の名称、規格等を記入してください。  
※30文字まで登録できます。

年号  
1 明治  
2 大正  
3 昭和  
4 平成  
5 令和

取得年月：  
移動による受け入れの場合も当初の取得年月を記入してください。

取得価額：  
・税込経理方式を採用  
→消費税を含めてください。  
・税抜経理方式を採用  
→消費税を含めないでください。

増加事由：  
1 新品取得  
2 中古品取得  
3 移動による受入れ  
4 その他

摘要：  
・1月1日に取得した場合は、その旨を記入してください。  
・申告もれの資産があった場合は、その旨を記入してください。  
・非課税、課税標準の特例、増加償却に該当する場合は、適用条項等を記入してください。  
・移動による受け入れの場合は、移動年月を記入してください。

①申告もれ資産の記入例  
②新品購入資産の記入例  
③移動資産の記入例

資産種類： 1構築物 2機械及び装置 3船舶 4航空機  
5車輛及び運搬具 6工具、器具及び備品